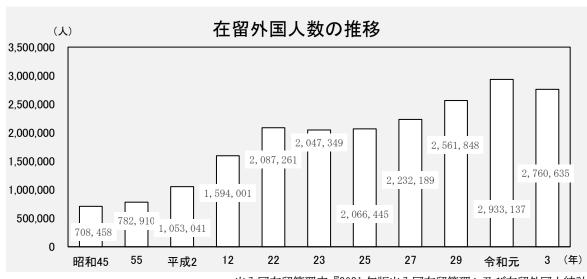
武蔵野市多文化共生推進プラン(仮称)

中間まとめ案

■ プラン策定にあたって

1 プラン策定の背景

日本に在留する外国人は、1970年代までは、大半が在日韓国・朝鮮人でしたが、1980年代 以降、グローバル化の進展により人の国際移動が活発化し、平成2(1990)年には改正入管 法の施行により南米諸国からの日系人の受入れと外国人研修生の受入れが拡大されました。 平成5(1993)年には、雇用関係の下でより実践的な技術、技能等を修得させる技能実習制 度が創設され、主にアジア諸国から多くの研修生・技能実習生を受け入れるようになりまし た。



出入国在留管理庁『2021 年版出入国在留管理』及び在留外国人統計

地域に暮らす外国人が増えてきた中で、総務省は、平成18 (2006) 年3月、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増している」「として、都道府県や市区町村における多文化共生推進に関する指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。

その後も、平成27 (2015) 年には在留資格に「高度専門職」が創設され、平成31 (2019) 年には人手不足の業種において一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を対象とした「特定技能」が創設されるなど、国はさらなる外国人の受入れ拡大を進めてきました。

この結果、在留外国人の数は、平成 20 (2008) 年のリーマン・ショックや平成 23 (2011) 年の東日本大震災の影響で一時的に減少に転じたことはあったものの、国内の在留外国人数は令和 3 (2021) 年末時点で 2,760,635 人と、おおむね増加の一途をたどってきました。また、様々な国・地域からの入国があり、多国籍化も進みました。

[↑] 平成 18 年 3 月 27 日付総行国第 79 号「地域における多文化共生推進プランについて」(総務省自治行政局国際室)

こうした在留外国人の増加・多国籍化、先述の在留資格「特定技能」の創設、多様性・包 摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の 変化等を踏まえ、令和2(2020)年9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、 改めて多文化共生推進に係る指針・計画の策定や見直しを都道府県及び市区町村に要請しま した。

武蔵野市(以下「本市」といいます。)では、武蔵野市第五期長期計画(平成 24 (2012) ~令和3 (2021)年度)において「市内に在住する外国人等への日常生活支援」を施策として掲げてきましたが、武蔵野市第六期長期計画(令和2 (2020)~11 (2029)年度)では、重点施策の一つに「武蔵野市ならではの地域共生社会の推進」を掲げるとともに、「3 平和・文化・市民生活」の基本施策1に「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を掲げ、「多文化共生社会の実現に向けて、日本人と外国人がともに理解し、尊重し合い、活躍できる環境の整備を積極的に図っていく」としています。

以上のことから、本市及び関係団体がこれまで行ってきた様々な取組みを多文化共生の視点で捉えなおし、武蔵野市第六期長期計画で掲げた多文化共生の実現に向けたプランを策定することとしました。

2 プランの位置づけ

本プランは、国(総務省)の「地域における多文化共生推進プラン」(令和2(2020)年9月改訂)や東京都の「東京都多文化共生推進指針」(平成28(2016)年2月策定)等を踏まえながら、武蔵野市第六期長期計画に基づき、本市の多文化共生推進の基本的な考え方及び施策の方向性を示す指針です。

3 プランの期間

プランの期間は武蔵野市長期計画(調整計画を除く)に基づくものとし、長期計画の初年度(次回は令和10(2028)年度)に、長期計画における多文化共生に関する記載内容を踏まえて改定の要否を検討するものとします。

令和4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
		第六期長	長期計画	(令和2年	度から)								
				調整計画				 令和10	J) 年度に改	L (訂の要2	<u> </u>	A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.A.	
	4	文化共	· / +/::/#	ポニ ヽ,	(/后轮	/	/	を検討	t 		_T _	***************************************	
	3	义化共	土作進		(1)又个小)							
									第七期長	長期計画			
												NAME OF THE OWNER	
											調整	計画	

【本プランにおける言葉の定義について】

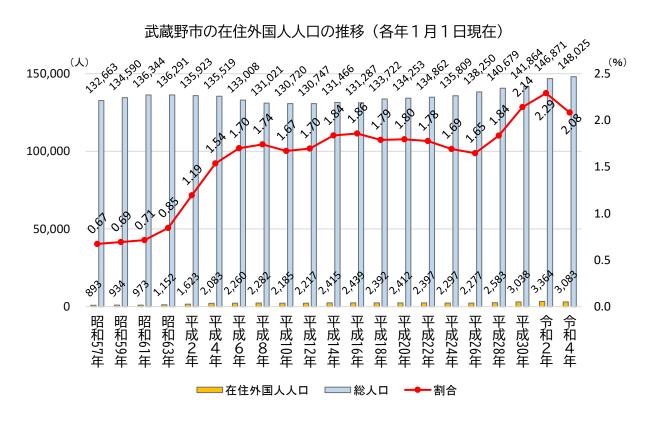
本プランでは、外国籍を有する本市在住・在勤・在学の市民に加え、日本国籍を取得していても文化的背景などが外国にある市民などを広く含むものとして「外国人市民」という言葉を用いることとし、外国籍を有する本市在住の市民のみを指す場合は「在住外国人市民」という言葉を用いることとします。

また、外国人市民であっても日本で生まれて自分の国に住んだことがない方、日本国籍であっても日本語が全く話せない方や外見から外国人と誤解されやすい方など、一般的な「日本人」、「外国人」という捉え方では表現しきれない方々がいらっしゃることに留意が必要です。

なお、国や東京都の計画等や、本市が実施した各種調査の結果を引用または紹介する 場合は、それぞれにおいて用いられている言葉を使うこととします。

■ 武蔵野市の多文化共生を取り巻く状況

(1) 武蔵野市の在住外国人市民について



本市の在住外国人市民の数は、昭和 61 (1986) 年頃から平成 6 (1994) 年頃にかけて900人 台から2,200人台へ急激に増加し、その後は小幅な増減がありましたが、平成 26 (2014) 年か ら令和 2 (2020) 年にかけて再び大きく増加しました。令和 4 (2022) 年 1 月 1 日現在、本市 の在住外国人市民は3,083人で、総人口148,025人の2.08%にあたります。

<国籍・地域別在留外国人比率>(武蔵野市の上位7国籍・地域)

中	国	韓	国	米	国	ネパール	台;	湾	ベトナム	フィリピン
	26.4%		14.7%		1.9%	3.4%		1.8%	15.9%	9.8%
	39.5%		16.0%		3.4%	4.6%	,	3.3%	6.6%	6.2%
	35.3%		14.7%		3.7%	4.0%		2.8%	9.2%	9.3%
	34.5%		15.9%		7.5%	6.0%		5.5%	4.1%	3.3%
	ф 	26.4% 39.5% 35.3%	中 国 韓 26.4% 39.5% 35.3% 34.5%	26.4% 14.7% 39.5% 16.0% 35.3% 14.7%	26.4% 14.7% 39.5% 16.0% 35.3% 14.7%	26.4% 14.7% 1.9% 39.5% 16.0% 3.4% 35.3% 14.7% 3.7%	26.4% 14.7% 1.9% 3.4% 39.5% 16.0% 3.4% 4.6% 35.3% 14.7% 3.7% 4.0%	26.4% 14.7% 1.9% 3.4% 39.5% 16.0% 3.4% 4.6% 35.3% 14.7% 3.7% 4.0%	26.4% 14.7% 1.9% 3.4% 1.8% 39.5% 16.0% 3.4% 4.6% 3.3% 35.3% 14.7% 3.7% 4.0% 2.8%	26.4% 14.7% 1.9% 3.4% 1.8% 15.9% 39.5% 16.0% 3.4% 4.6% 3.3% 6.6% 35.3% 14.7% 3.7% 4.0% 2.8% 9.2%

<令和3年6月末> 出入国在留管理庁 在留外国人統計 第7表 市区町村別 国籍·地域別 在留外国人

本市の在住外国人市民を国・地域別でみると、多い順に中国、韓国、米国、ネパール、台湾、ベトナム、フィリピンとなっています。構成割合では、米国、ネパール、台湾の占める割合が全国、東京都、多摩26市合計のいずれと比べても高くなっており、ベトナム、フィリピンの占める割合は低くなっています。

<在留資格別外国人比率>(武蔵野市の上位6項目)

(日田)(旧)()(日)()()			(P 4)-14-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-						
	永	住 者	技術・人文知 識・国際業務	留	了学	家	族 滞 在	日 本 人 の 配 偶 者 等	特別永住者
総数		28.96%	10.03%		8.07%		6.73%	4.99%	10.64%
東京都		29.21%	16.20%		13.04%		10.35%	4.86%	7.55%
多摩26市		33.10%	10.98%		13.52%		7.91%	6.21%	8.64%
武蔵野市		25.32%	19.52%		14.59%		10.10%	7.89%	7.14%

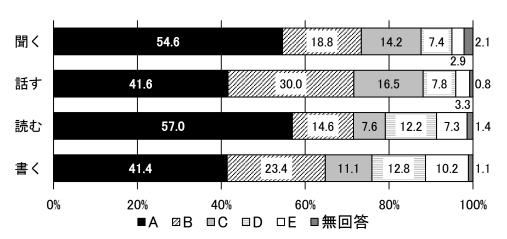
〈令和3年6月末〉出入国在留管理庁 在留外国人統計 第7表の2 市区町村別 在留資格別 在留外国人

また、在留資格別では、多い順に永住者、技術・人文知識・国際業務、留学、家族滞在、日本人の配偶者等、特別永住者となっています。構成割合では、技術・人文知識・国際業務、留学、日本人の配偶者等の占める割合が全国、東京都、多摩26市合計のいずれと比べても高くなっており、永住者、特別永住者の占める割合は低くなっています。

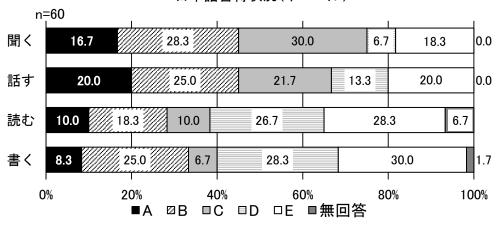
(2) 「外国籍市民意識調査」の結果について

本市の在住外国人市民の多分野での生活支援のためのニーズの把握を目的として、令和3 (2021) 年10月から12月まで、「外国籍市民意識調査」を実施しました。令和3 (2021) 年9月 30日時点で、本市の住民基本台帳に登録されている18歳以上の在住外国人市民を対象として、2,841 通の調査票を送付し、回収件数は1,225件、回収率は43.1%でした。

日本語習得状況



日本語習得状況(ネパール)



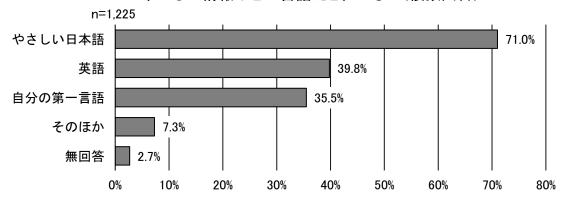
	А	В	С	D	Е
聞く	ニュース、ドラマの内 容を理解できる	相手の言うことは大体 理解できる	相手がゆっくり話すこと は理解できる	単語だけ聞き取れる	ほとんど聞き取れない
話 す	自分の言いたいこと が問題なく話せる	自分の言いたいことが 大体話せる	簡単な日常会話ができ る	自己紹介、決まったあいさつ、単語なら言うことができる	ほとんど話せない
読 む	市役所や学校、職場 からの手紙やお知ら せを読んで、理解で きる	市役所や学校、職場からの手紙やお知らせを 読んで、少し理解できる	新聞・雑誌の広告やチ ラシ、駅の時刻表や案 内板を見て、欲しい情 報がとれる	絵のついた簡単な指示 (例:ごみの捨て方、料 理の作り方)がわかる	ほとんど読めない
書く	報告書やレポートで 用いる文章を書くこと ができる	自己紹介や日常生活 を伝える文章を書くこと ができる	まわりの人に伝える簡 単なメモなどを書くこと ができる	名前や国名、住所などが書ける	ほとんど書けない

言葉(日本語)の習得状況について、「聞く」、「読む」については 50%を超える方が高いレベルで習得しており、「話す」、「書く」についても多くの方がB程度までできていることから、おおむね日本語で意思疎通ができることがうかがえます。

日本語の学習意欲については、「今後、日本語を学びたいと思うか」の設問に対し、「学びたい」と回答した人の割合は 64.9%で、日本での居住年数が長くなるにつれてその割合は低くなるものの、日本語の学習意欲のある人は多いといえます。

一方で、ネパール語を第一言語とする人たちに注目すると、日本語を「ほとんど聞き取れない」、「ほとんど話せない」、「ほとんど読めない」、「ほとんど書けない」と答えた人の割合が高くなっています。なお、ネパール語を第一言語とする人たちは、83.4%が日本での居住年数は10年未満と浅く、「今後、日本語を学びたいと思うか」の設問に対し、95.0%が「学びたい」と回答しています。

今回の調査ではネパール語の調査票を用意したため、ネパール語を第一言語とする人たちの 日本語の状況が明らかになりましたが、他にも調査票の言語(やさしい日本語²、英語、中国語、 ネパール語、韓国語³)が分からず回答できなかった人たちがいる可能性を考慮する必要があり ます。



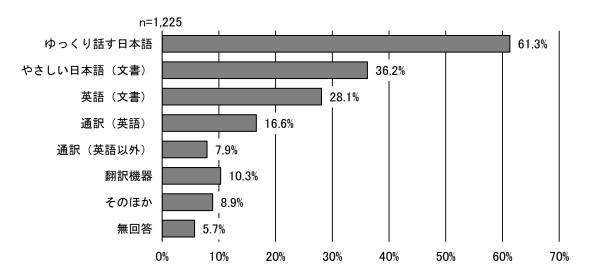
市からの情報はどの言語だとわかるか(複数回答)

「市からの情報はどの言語だとわかるか」という設問に対しては、「やさしい日本語」が 71.0% と最も高く、次いで「英語」が 39.8%、「自分の第一言語」が 35.5%となりました。ただし、漢字圏の国・地域の方や日本語の習得レベルが高い方にとっては漢字表記の多い「普通の日本語」のほうが理解しやすい場合もあり、やさしい日本語を使用する場合にも配慮が必要だと考えられます。

² 難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするもの(令和2(2020)年8月「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」、出入国在留管理庁・文化庁より)。

³ 韓国語はWEB 回答フォームのみ対応。その他の言語は調査票、WEB 回答フォームともに対応。

市役所に相談したときに良かった対応方法や、 やってもらえると助かる対応方法(複数回答)



また、「市役所に相談したときに良かった対応方法や、やってもらえると助かる対応方法はどれか」という設問に対しては、「ゆっくり話す日本語」が 61.3%と最も多く、次いで「やさしい日本語(文書)」が 36.2%、「英語(文書)」が 28.1%となっています。多国籍化が進むなかで行政サービスを全ての言語に対応させるのは現実的でなく、相手の日本語のレベルに合わせた「やさしい日本語」や、母語でなくても使用できる人の多い英語を使っていくことも有効であると考えられます。

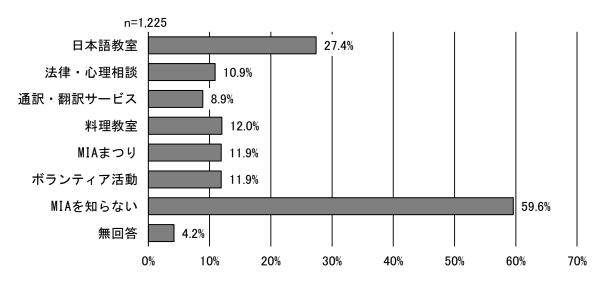
(3) 武蔵野市国際交流協会の取組みについて

本市の外国人市民の生活・コミュニケーション支援や多文化共生の地域づくりを担う団体として、公益財団法人武蔵野市国際交流協会(Musashino International Association、以下「MIA」と記します。)が挙げられます。MIAの設立は、昭和61 (1986) 年の武蔵野市平和問題懇談会による提言書の中で「世界各国の市民同士の相互理解、相互信頼を築くことが、ひいては世界平和の実現に寄与することとなる」と言及されたことが契機となっています。提言書には「内外市民同士の友好と協力は、もっぱら市民間交流の問題である。在住外国人が、地域のなかで孤立して生活するのではなく、地域社会に融けこんで、地域の市民とともに生活することが必要である。」「医療、買物など日常生活を営むうえで、安心して暮せるように地方自治体としては配慮すべき」と記されています。その後、市が設置した武蔵野市国際交流委員会において本市にふさわしい国際交流のあり方として国際交流協会の設立が提案され、全国に先駆けて平成元(1989)年10月に設立されました。

設立以来、日本語教室や多言語による専門家相談、留学生と地域の家族がホームビジット等により交流する留学生むさしのファミリープログラムといった外国人市民の生活支援や、多言語による生活情報の提供や通訳者の派遣及び翻訳といったコミュニケーション支援、多文化共生への理解を深めるイベントや講座、外国人会員が講師となって自国の文化を伝える教室、学校への外国人会員等の講師派遣といった多文化共生の地域づくりのための事業などを行っています。

こうした MIA の事業は、いずれも会員のボランティアの活動によって成り立っており、それぞれの専門性や得意分野を生かし、多様な文化的背景を持つ市民同士の相互理解の推進及び外国人市民が地域での生活をよりスムーズに送れるようにするためのサポートを行っています。外国人市民の定住化により、かつて日本語教室などでサポートを受けていた外国人市民も、その後自分の専門性や得意分野を生かし、会話交流教室や家庭料理教室など様々な講座を開き、地域に貢献する活動を行っています。MIA での活動は市民にとって多様な文化的背景を持つ市民同士の相互理解を通じて多文化共生にもつながる「学びの場」となっていると考えられます。

MIAの活動で知っていること(複数回答)



「外国籍市民意識調査」でMIA の活動で知っていることについて質問した結果、事業では「日本語教室」(27.4%)、「料理教室」(12.0%)、「MIA まつり」(11.9%)、「ボランティア活動」(11.9%)、「法律・心理相談」(10.9%)と続いていますが、最も多かったのは「MIA を知らない」(59.6%)となっており、コミュニケーション支援や生活支援を受けたい人により一層 MIA の存在を知ってもらうことが重要であると考えられます。

(4) 武蔵野市の取組みについて

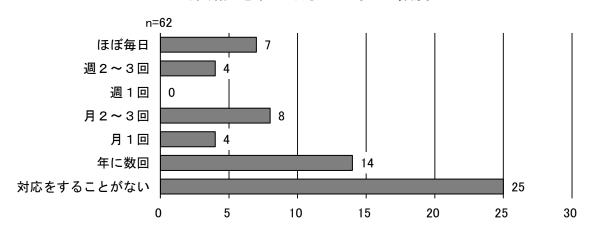
本市では、昭和61 (1986) 年、アメリカ合衆国テキサス州ラボック市にジュニア大使親善使節団を派遣したのを皮切りに、世界の5か国6都市と市民レベルでの交流を行ってきました。いずれの都市とも次世代を担う青少年同士の交流が中心であり、国際交流事業に参加することで異文化理解が深まり、将来グローバルな市民となることが期待されています。また、異文化理解が進めば、身近な地域での多文化共生についての関心が高まることも期待されています。また、ルーマニア・ブラショフ市と友好交流関係にあったことから、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、平成27 (2015) 年度にホストタウン登録を行いました。ホストタウン事業として、ルーマニア・ブラショフ・フィルハーモニー交響楽団の招へいや、ブラショフ市への文化交流市民団派遣と同市からの市民団の招へい、ルーマニア・パラアスリートの市内学校訪問といった事業を通じ、人と人との交流を推進しました。また、ルーマニアを応援するとともにホストタウンの取組みをサポートする存在として、ホストタウンサポーターを市民等から募り、東京2020大会終了時点で783名の登録がありました。ホストタウンの取組みを通して育んだ両市の市民同士の友情や、本市における異文化理解の深まりは東京2020大会のレガシーの一つとなりました。

外国人市民の増加に伴い、市役所の窓口を訪れたり行政サービスを利用したりする外国人市 民も増えてきています。市役所では外国語に習熟した職員が対応するほか、市の事業を案内す る周知物を多言語で作成するなどの対応を行っています。令和3(2021)年度からは、コミュ ニケーション手段として通訳タブレットや電話通訳を試行導入し、活用しています。

学齢期の外国人市民も増えてきており、本市に編入学する帰国、外国籍及び国際結婚家庭の 児童生徒は、学校生活における言葉・文化の違いからくるさまざまな課題を抱えていることが 多くあります。教育委員会が運営する帰国・外国人教育相談室では、教育相談や日本語指導、 言語サポート、通訳・翻訳や、子どもたちの居場所づくりも兼ねた学習支援の場「すてっぷル ーム」の運営など、課題解決に向けた支援を行っています。また、教育の視点だけではアプロ ーチが難しい課題もあり、子ども家庭支援センター等の本市の他部署やMIA等の外部機関とも 情報交換を行いながら子どもたちの支援に取り組んでいます。

武蔵野市役所の各部署及び関係団体での多言語対応の状況について把握するため、令和4 (2022)年4月~5月に調査を実施しました(回答62件。一部対応事例の多い課・団体は、係 または施設ごとに回答)。

外国籍と思われる方への対応の頻度



「窓口または電話で外国籍と思われる方の対応をすることがある」のは 37 件 (59.7%) で、月に1回以上対応すると回答したのは 23 件 (37.1%) でした。外国人市民への対応で行っていることは「やさしい日本語を使用する」(56.5%)、「身振り手振りを交える」(45.2%)、「外国語のできる職員が対応する」(27.4%)、「外国語版のパンフレットを使用する」(21.0%)、「通訳タブレットの利用」(19.4%) などとなっています。

各部署で感じている課題としては、「通訳タブレットが借りられない場合の対応が難しい」といった通訳機器の不足や、「複雑な制度の説明が難しい」、「専門用語を要する通訳の確保が難しい」といった行政機関ならではの制度や用語の問題、「文化や性別の違いに配慮した対応が難しい」、「日本文化の考え方の理解促進が難しい」といった文化等の違いの問題が挙げられました。

また、各部署が外国人市民向けに作成したチラシやリーフレット等の多言語対応の状況は、 英語が 38 件、中国語が 14 件、韓国語が 12 件、ベトナム語及びネパール語が 3 件、スペイン 語が 2 件、ポルトガル語が 1 件となっており、やさしい日本語は 2 件でした。先述の「外国籍 市民意識調査」では、文書についてはやさしい日本語を望む声が多かったことから、やさしい 日本語による案内も効果的な情報伝達手段になると考えられます。

多言語対応が十分でないと、必要とされている公的なサービスの情報が伝わらず、サービスが届かない可能性もあることから、外国人市民へ向けた確実な情報発信の方法について、今後も検討していく必要があります。

■ プランの基本的な考え方、基本目標と施策の方向性

1 基本的な考え方

これまでの本市における様々な多文化共生の取組みによって築かれた、市民同士の相 互理解や支え合いを今後も大切にしていくとともに、さらにグローバル化が進むであろ うこれからの時代において、日本人も外国人もこのまちに暮らしていることを誇れるよ うになることを目指し、本市が多文化共生を推進するうえでの基本的な考え方を次のよ うに定めます。

多様性を認め 尊重し支え合う 誰もが誇れるまちへ

2 基本目標

本市の多文化共生推進の基本的な考え方を実現していくために、以下の3つの基本目標 を定めます。

- (1) 誰もが暮らしやすい地域共生社会の形成
- (2) 生活を支えるコミュニケーション支援と情報発信の強化
- (3) 誰もが安心して地域生活を送るための環境整備

3 施策の方向性

(1) 誰もが暮らしやすい地域共生社会の形成

① 多文化共生のきっかけづくり

多文化共生に関心が強い市民だけでなく、関心の薄い市民や、不安や抵抗を感じる 市民に対しても、異なる文化に触れる機会を提供し、多文化共生を感じたり、考えた りすることのできるきっかけの場を提供します。また、外国人市民が地域の中で打ち 解け活躍できる機会の提供を推進します。

② 青少年期からの異文化理解促進

海外友好都市への派遣事業等を通じて、青少年期からの異文化理解を促進します。 また、その体験を共有することができる機会を設け、周囲への波及を図ります。

市内小中学校からの求めに応じて MIA が実施する、留学生をはじめとした外国人市 民を学校へ派遣する事業等を通じて、子どもたちの多文化共生への理解を深めます。

③ 地域の多文化共生活動を担うボランティアとその活動の広がり支援

これまで「学びの場」という理念のもと、様々な事業を担ってきた MIA のボランティア活動を維持し、さらにその活動の輪が広がるよう支援します。

④ 誰もが参加できる事業の推進に向けた取組み

外国人市民も様々な事業、イベントに参加しやすくなるように、内容、運営方法、 広報について、研修等を通じて市職員の意識向上を図ります。また、市内の団体や事 業者に対しても啓発活動に取り組みます。

また、文化的背景やこれまでの経験に基づく知見やアイデアが地域で活用されるよう、様々な地域活動への外国人市民の参加を促進し、意見が出せるよう取り組みます。

⑤ 事業者等への啓発

外国人市民を雇用する事業者や、顧客とする事業者に対して、多文化共生について 理解を深めてもらうとともに、言語による理解不足が生じないよう必要に応じ多言語 対応ややさしい日本語の使用に努めるよう啓発を行います。

⑥ ダイバーシティの推進に係る他施策との連携

第六期長期計画の重点施策「武蔵野市ならではの地域共生社会の推進」のため、国籍・地域や文化の違いに留まらず、性別、性自認、性的指向、年齢、障害の有無等に関わらず全ての人が安心して生活できるよう、他施策との連携を図ります。

⑦ 偏見や差別の解消に向けた取組み

外国人市民が地域で暮らすことに対して、戸惑いを感じる市民へは丁寧な説明を心がけ、誰もが暮らしやすいまちを目指すことへの理解が得られるよう努めます。また、 外国人市民が差別や偏見を感じることのないよう、啓発活動等に取り組みます。

(2) 生活を支えるコミュニケーション支援と情報発信の強化

① 行政窓口・情報の多言語化

ICT を活用した行政窓口の多言語対応や、効果的に伝えるための広報ツールの多言語化を行うとともに、窓口での指差しボードの使用や印刷物における写真やイラストの活用など、意思疎通や情報発信の円滑化のための工夫を行います。

多言語で対応するワンストップ窓口の可能性について検討を行います。

② 「伝わる」日本語の使用の推進

外国人市民への母語での伝達にこだわらず、「やさしい日本語」を積極的に使用します。一方で、国・地域や日本語の習得レベルによって、ひらがなのみが良い、漢字のほうが伝わりやすい、普通の日本語で理解できるといった場合もあることにも留意します。

③ 日本社会や地域における慣習等を伝える手段の検討

地域に住む日本人、外国人がともに快適に暮らせるよう、日本社会や地域における 慣習、ルール等を外国人市民に伝える手段について検討します。

④ 日本語教育の推進

引き続き MIA が実施する日本語教室の支援をし、日本語を必要とする方へのサポート体制を推進します。また、日本語教室の安定的な実施に向けた体制の構築を目指します。

市立小中学校の児童生徒については、日本語学習で困ることのないよう、引き続き 帰国・外国人教育相談室の事業を推進します。

既存の日本語教育を行う団体の活動を支援するとともに、新たな担い手が参加しや すい仕組みを検討します。

(3) 誰もが安心して地域生活を送るための環境整備

① 防災意識の啓発と災害時の支援体制の整備

地震や台風などの自然災害についての知識不足や経験が少ない外国人市民や、災害に対する備えなど取るべき行動につながらない外国人市民に対して、日頃からの防災対策を呼びかけるとともに、災害時の情報発信や避難所での受入体制等の整備を行います。

② 教育機会の確保

教育を受ける機会が失われることのないよう、教育制度の理解促進を図るとともに 就学の手続きをサポートします。また、希望する人が進学できるように、相談支援及 び日本語の学習支援を継続します。

③ 誰もがその人に合った福祉サービスを受けられる体制整備の支援

日本語の習得レベルに関わらず、必要なときに保険・医療・介護・福祉、子育て支援等のサービスが利用できるよう、サービス提供機関の多言語対応を支援します。

④ 感染症流行時における対応

新型コロナウイルス感染症等、感染症の感染拡大に備えるため、多言語による情報 提供や相談対応を行う体制を引き続き維持します。

■ プランの推進について

(1) プランの周知

外国人市民にも本プランの内容を知っていただくために、プランの多言語版の作成や 周知機会の創出など、方法を検討し、効果的な周知に努めます。

(2) 市における施策の実施状況の把握

施策の方向性に合致する本市の事業の進捗について、定期的に市役所内の各部署に照 会を行い、実施状況を把握します。

(3) 関係機関等との連携

本市の多文化共生の取組みの中でも、コミュニケーション支援や生活支援については MIA が主体となって行ってきました。また、これらの取組みを通じて、地域での異文化 理解や多文化共生への理解が少しずつ広がり、深まってきました。MIA が培ってきた経 験や専門性を生かせるよう、引き続き情報交換を密にし、連携及び支援を行っていきます。

また、国や東京都との連携に加え、一般財団法人自治体国際化協会⁴、一般財団法人東京都つながり創生財団⁵などが提供するサービス等を積極的に活用していきます。

多文化共生に向けた取組みは個人に対してのものから市民全体を対象にするものまで様々であり、分野も多岐にわたっていることから、行政だけで推進していくことには限界があります。市民、地域で活動する団体、事業者、大学など、多様な主体との連携を図り、それぞれの活動が地域での異文化理解の促進や多文化共生の形成につながるよう、支援を行います。

さらに、令和4(2022)年4月現在で本市には79の国籍・地域の外国人が暮らしています。外国人市民に対してきめ細かなコミュニケーション支援を行う場合、いわゆる少数言語にどのように対応していくかが課題であり、本市だけですべての言語を網羅するのは困難なことから、近隣他市区及び近隣国際交流団体との広域的な連携も検討していきます。

4 地域における国際化の気運の高まりを受け、こうした動きを支援し、一層推進するための地方自治体の共同組織として 昭和63(1988)年に設立された団体。自治体の海外との経済交流や国際協力への支援のほか、多文化共生のまちづくりに取り組む自治体や地域国際化協会、関係団体の活動の支援を行っている。

⁵ 東京の活力の源泉である「人」と「人」をつなぎ、 地域コミュニティの活性化を支援する団体として、令和2(2020)年に東京都により設立された団体。多文化共生社会づくり、ボランティア文化の定着や地域の中核である町会・自治会等の支援など共助社会づくりを推進する事業に取り組み、地域コミュニティの活性化を目指している。